

霧島市立医師会医療センター施設整備に係る医療機器整備計画等策定
業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和元年9月
霧島市保健福祉部健康増進課

1 業務の概要

(1) 件名

霧島市立医師会医療センター施設整備に係る医療機器整備計画等策定業務委託

(2) 目的

本業務は、霧島市立医師会医療センター（以下「医療センター」という。）の施設整備に伴う基本設計及び実施設計に合わせて、医療機器整備計画等の策定を行うものである。

(3) 内容

本業務の内容は、別紙、「霧島市立医師会医療センターに係る医療機器整備計画等策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和3年3月15日までとする。

2 予算

見積限度額：42,243,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この契約は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額の割合は次のとおりとする。ただし、予算の都合上、その他必要があるときは、変更することがある。

	令和元年度	令和2年度	計
支払限度額	約40%	約60%	100%

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 霧島市物品調達等に係る指名競争入札等参加資格審査要綱（平成17年霧島市告示第37号）により入札参加資格を有していること。
- (2) 霧島市物品調達等に係る指名停止要綱（平成17年霧島市告示第38号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。
- (5) 許可病床数（一般病床）が200床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院、又は公的病院（医療法第31条に規定の厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の「医療機器整備関係支援業務」、「医療情報システム整備関係支援業務」及び「運営計画関係支援業務」について、それぞれ1件以上を平成21年4月1日以降に受託し、履行を完了した実績を有する者であること。
- (6) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者の雇用があり、本業務に医業経営コンサルタントの有資格者を統括責任者及び主たる担当者として配置すること。

5 質問・回答

実施要領及び別紙仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書（様式1）により提出すること。

(1) 提出期限

「10 日程」による。（期限厳守）

(2) 提出方法

電子メール又はFAX

質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール又はFAX（必ず電話で、受信確認を行うこと。）で提出すること。

なお、送信件名は、「霧島市立医師会医療センター施設整備に係る医療機器整備計画等策定業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、質問者名を伏せて、全質問の回答を集約したものを霧島市ホームページ上で回答する。質問がなかった場合は、その旨を掲載する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

6 参加表明・資格審査

(1) 申込方法

公募に参加する者は、本プロポーザル審査の参加表明について、次の定めによることにより、参加表明するものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) 会社概要 (様式3)

(ウ) 業務実績書(様式4)

※別途、契約実績を証明する書類の写しを添付すること。

(エ) 業務実施体制(様式5)

(オ) 配置予定者調書(統括責任者)(様式6-1)

※統括責任者は、業務履行期間中に本業務を統括する責任者を記載すること。

※別途、免許証・資格者証等・保有資格・実績を証明する書類の写しを添付すること。

(カ) 配置予定者調書(主たる担当者)(様式6-2)

※主たる担当者は、業務履行期間中に本業務の実務を主となって担当する者を記載すること。

※別途、免許証・資格者証等・保有資格・実績を証明する書類の写しを添付すること。

(キ) 配置予定者調書(担当者)(様式6-3)

※別途、免許証・資格者証等・保有資格・実績を証明する書類の写しを添付すること。

(2) 提出期限

令和元年10月10日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に、6(1)ア(様式2～6-1～3)の提出書類を同封し、持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(但し、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着(未着の場合の責任は、参加者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。)とする。(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限を必着とする。)

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

「14 問い合わせ先・提出先」の場所

(6) 通知

参加資格審査結果通知書により、令和元年10月16日(火)までに通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

企画提案書は、次に掲げる項目から構成されるものとする。

ア 企画提案書(表紙：様式7、様式8、様式9)

イ 見積書(様式10)

ウ 作業工程表(任意)

ただし、作業工程表については、A3判も可とする。

(A4判の大きさを3ツ折にすること。)

※「霧島市立医師会医療センター施設整備基本構想」(以下「基本構想」という。)及び「霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画」(以下「基本計画」という。)を参考に、仕様書の業務内容について、提案内容を作成すること。

※提案にあたっては、過去の実績や他病院の事例等を踏まえて具体的に提案すること。

※作業工程表については、仕様書の業務内容について、提案者が考える作業スケジュール、作業項目等を記載すること。

(2) その他

作成方法については、仕様書、評価基準書を参考にすること。

(3) 提出期限

令和元年10月23日(水)午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送

「企画提案書」と明記した封筒に、7(1)ア～ウの提出書類を同封し、持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(但し、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着とする。

(未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。また、郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限を必着とする。)

(5) 提出場所

「14 問い合わせ先・提出先」の場所

(6) 様式、制限枚数、提出部数

様式は、様式7～10を基本とし、A4タテ使いヨコ書きを原則とし、枚数については、正本は片面10枚以内、副本は片面6枚以内とする。

企画提案書は、13部（正本1部、副本12部）、それぞれクリップ留めで提出すること。

なお、正本は、様式7、様式8、様式9、見積書(様式10)及び作業工程表(任意)とする。

副本については、様式8、様式9及び作業工程表(任意)とし、提出者(協力事務所含む)を特定することができる記述(社名等)は記載してはならない。

文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。

提出部数は、プレゼンテーション審査参加者に選定された場合は、追加で提出を求める場合がある。

(7) 企画提案ポイント

様式9については、下記の課題に対して提案すること。

課題：「基本構想」及び「基本計画」を踏まえた「医療機器整備計画作成」及び「新病院運営計画等作成」の業務内容について

※企画提案書は、1者1案とし、記載上の留意事項については、様式に記載あり。

8 審査方法

(1) 審査の方法

参加資格を有する者から企画提案書の提出が4者以上あった場合、書類審査として、別紙、評価基準書の評価項目A・Bをもとに提出書類の審査を行い、上位から3者をプレゼンテーション審査参加者として選定する。

その後、C・D・Eについて、選定業者（3者）によるプレゼンテーション審査を実施し、優先候補者1者を選定する。ただし、企画提案が、一定の基準に満たない場合、候補者を選定せず、再度公募を行う場合がある。

(2) プレゼンテーション審査の基準

企画提案書及びプレゼンテーション内容について、別紙、評価基準書の評価項目C・D・Eに基づき審査し、1位と評価した委員が最も多かった者を優先候補者として選定する。なお、1位と評価した委員が同数であった場合は、その者の中から2位と評価した委員が最も多かった者を優先候補者とする。さらに、同数の場合は、委員の議決により選定する。

(3) 審査の実施

ア 審査委員会の開催日時及び場所

別途、プレゼンテーション審査参加資格結果通知書により通知する。

イ 審査方式

プレゼンテーション及びヒアリング

(4) 進め方

プレゼンテーション審査は、各者説明時間20分以内、質疑応答を5分以内とし、実際に策定業務に携わる担当者が行うものとする。また、説明に必要な機材等は各者において準備するものとする。(スクリーン及びプロジェクターは市が準備する。)

審査の順番は、参加表明書を受領した順とする。

9 審査結果

(1) 通知方法

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

(2) 通知時期

プレゼンテーション審査があった翌日から起算して7日以内に通知する。

(3) 契約手続き等

契約手続きは、優先候補者、次点候補者の順に契約の交渉を行う。

10 日程

ホームページへの実施要領等の掲載	令和元年9月26日(木)
質問の締切	令和元年10月3日(木)午後5時まで
質問への回答	令和元年10月8日(火)午後5時までに、ホームページ上に掲載(予定)
参加表明書の提出期限	令和元年10月10日(木)午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和元年10月16日(火)までに発送
企画提案書の提出期限	令和元年10月23日(水)午後5時まで
プレゼンテーション審査参加資格結果通知書	令和元年10月30日(水)までに発送
プレゼンテーション審査	令和元年11月上旬予定
プロポーザル審査結果通知書	プレゼンテーション審査があった翌日から起算して7日以内
業務委託契約	令和元年11月中旬予定

11 提出書類の取扱

参加表明書、企画提案書及び各種関連資料については、提出者に返却しない。霧島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開するものとする。ただし、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報は非公開とする。

12 情報公開及び提供

プロポーザルの実施、選定過程、結果等については、契約締結後に霧島市公式ホームページにおいて、公表する。

13 その他

(1) 必要経費の負担

参加表明書・企画提案書及び各種資料の作成、提出並びにプレゼンテーション審査への参加等の本プロポーザル実施に係る参加費用は、申込者の負担とする。

(2) 辞退の取扱い

参加を辞退した場合においても、今後不利益となるような取扱いはしない。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザルに参加する資格を失うものとする。また、その内容によっては、指名停止の措置を行う場合もある。

ア 提出期限内に提出されなかった場合

イ 審査結果に影響を与えるよう、関係者に対し、工作等が行われた場合

ウ 地方自治法関係法令及び本要領に違反した場合

エ その他、社会通念上看過することができない行動をとった場合

オ 参加表明書、技術提案書及び各種資料に虚偽の記載がなされた場合

(4) 参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、退職等はやむを得ない理由により、変更を行う場合、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差替え、追加、再提出は認めない。

(6) 書類審査及びプレゼンテーション審査の結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

(7) 本業務を受託した者（協力者及び協力者が属する会社を含む。）は、本業務に関連する建設工事、コンストラクション・マネジメント業務の入札等に参加できない。

(8) 「霧島市立医師会医療センター改築工事基本設計業務委託」の受託者と資本的又は人的関係のある者とは、契約を行わないことがある。

14 問い合わせ先・提出先

住所	〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
担当部署	霧島市 保健福祉部 健康増進課 市立病院管理グループ
電話番号	代表：0995-45-5111（内線 2211） 直通：0995-64-0739
FAX 番号	0995-64-0946
E-Mail	kiri_hosp@city-kirishima.jp

以上